

報告事項（ク）

鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職について

鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の辞職について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により次のとおり報告します。

平成26年5月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成26年4月30日付

区 分	氏 名	職 名 等
鳥取県教育審議会委員	はたのさとみ 秦野諭示	鳥取環境大学 教授
鳥取県社会教育委員		